



座間市  
ZAMA CITY

ひと・まちが輝き 未来へつなぐ

令和5年座間市議会第4回定例会（12月）

# 概要資料

付議案件

補正予算 [6件]、条例 [7件]、和解及び損害賠償 [1件]、市道認定・変更 [1件]、  
報告 [2件]

令和5年座間市議会第4回（12月）定例会提出議案等一覧表

令和5年11月21日提出

No.	議案等番号	件名	ページ
1	議案第84号	令和5年度座間市一般会計補正予算（第9号）	1
2	議案第85号	令和5年度座間市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	2
3	議案第86号	令和5年度座間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	3
4	議案第87号	令和5年度座間市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）	4
5	議案第88号	令和5年度座間市水道事業会計補正予算（第2号）	5
6	議案第89号	令和5年度座間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	6
7	議案第90号	座間市職員定数条例の一部を改正する条例	7
8	議案第91号	座間市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	8
9	議案第92号	座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	9
10	議案第93号	座間市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	10
11	議案第94号	座間市職員の給与に関する条例及び座間市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	11
12	議案第95号	座間市市税条例の一部を改正する条例	13
13	議案第96号	座間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	14
14	議案第97号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	15
15	議案第98号	市道の路線の認定及び変更について	16
16	報告第23号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	17
17	報告第24号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	17

## 議案第 84 号

## 令和5年度座間市一般会計補正予算（第9号）

歳入歳出補正額： 1,075,695千円

補正後予算額： 49,066,601千円

## ● 主な内容

- ・医療費や給付費等の扶助費について、予算執行に伴う不足分を補正します。
- ・待機児童用の児童ホーム（公設民営）として、相武台地区に開設準備を進めます。
- ・人事院勧告への対応や人事異動等に伴い、職員給与費を補正します。

## ● 補正額の内訳

## 歳入

・生活保護費負担金	146,958千円
・障害者自立支援給付費負担金（国庫）	33,000千円
	ほか

## 歳出

## 共に学び、健やかに育つまちづくり

・児童ホーム運営事業費	7,389千円
・放課後児童健全育成事業補助事業費	▲12,600千円

## 健康に暮らせるまちづくり

・新型コロナウイルスワクチン接種事業費	49,370千円
---------------------	----------

## 共に認め合い、支え合うまちづくり

・生活保護法定扶助事業費	195,946千円
--------------	-----------

## 持続可能な行財政運営

・戸籍住民基本台帳関係システム事業費	22,226千円
--------------------	----------

## 施策体系外

・小児医療費助成事業費	35,501千円
	ほか

## ● その他

- ・繰越明許費の設定

## 議案第 85 号

## 令和5年度座間市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額： ▲50,952千円  
 補正後予算額： 13,693,841千円

## ● 主な内容

- ・ 人事院勧告への対応や人事異動等に伴い、職員給与費を補正します。

## ● 補正額の内訳

## 歳入

・ 産前産後保険税繰入金	486千円
・ 現年課税分（一般被保険者国民健康保険税）	▲486千円
・ 職員給与費等繰入金	▲50,952千円

## 歳出

## 施策体系外

・ 職員給与費	▲50,952千円
---------	-----------

問合せ先：保険年金課長 上野 046-252-7064

## 議案第 86 号

## 令和5年度座間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額： ▲30,320千円  
 補正後予算額： 10,551,681千円

## ● 主な内容

- ・制度改正に伴うシステム改修を行います。
- ・人事院勧告への対応や人事異動等に伴い、職員給与費を補正します。

## ● 補正額の内訳

## 歳入

・事務費繰入金	5,105千円
・職員給与費等繰入金	▲35,425千円

## 歳出

## 共に認め合い、支え合うまちづくり

・一般管理経費	5,105千円
・職員給与費	▲35,425千円

問合せ先：介護保険課長 福田 046-252-7138

## 議案第 87号

## 令和5年度座間市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額： ▲2,745千円  
補正後予算額： 1,915,375千円

## ● 主な内容

- ・ 人事院勧告への対応や人事異動等に伴い、職員給与費を補正します。

## ● 補正額の内訳

## 歳入

・ 職員給与費等繰入金 ▲2,745千円

## 歳出

## 施策体系外

・ 職員給与費 ▲2,745千円

問合せ先：保険年金課長 上野 046-252-7064



## 議案第 88 号

## 令和5年度座間市水道事業会計補正予算（第2号）

## ● 主な内容

- ・ 人事院勧告への対応や人事異動等に伴い、所要額を補正します。

## ● 補正額の内訳

## 収益的収入及び支出

## 収入

- |                |         |
|----------------|---------|
| ・ 水道事業収益 営業外収益 | ▲416 千円 |
|----------------|---------|

## 支出

- |               |            |
|---------------|------------|
| ・ 水道事業費用 営業費用 | ▲33,310 千円 |
|---------------|------------|

## 資本的収入及び支出

## 収入

- |             |         |
|-------------|---------|
| ・ 資本的収入 負担金 | ▲510 千円 |
|-------------|---------|

## 支出

- |               |            |
|---------------|------------|
| ・ 資本的支出 建設改良費 | ▲11,103 千円 |
|---------------|------------|

問合せ先：経営総務課長 郡司 046-252-7182

## 議案第 89 号

## 令和5年度座間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

## ● 主な内容

- ・ 人事院勧告への対応や人事異動等に伴い、所要額を補正します。

## ● 補正額の内訳

## 収益的収入及び支出

## 収入

・ 下水道事業収益 営業収益	▲1,060 千円
・ 下水道事業収益 営業外収益	▲2,882 千円

## 支出

・ 下水道事業費用 営業費用	▲3,902 千円
----------------	-----------

## 資本的収入及び支出

## 収入

・ 資本的収入 負担金	▲142 千円
・ 資本的収入 補助金	▲1,465 千円

## 支出

・ 資本的支出 建設改良費	▲1,647 千円
---------------	-----------

問合せ先：経営総務課長 郡司 046-252-7182



## 議案第 90 号

### 座間市職員定数条例の一部を改正する条例

- 改正の概要

本市を取り巻く社会情勢に柔軟に対応する職員体制を構築し、及び総合計画を着実に推進し、並びに職員の定年年齢の引上げに対応するため、職員の定数を改定します。

- 改正の内容

#### 職員定数の改定

区 分	現行定数(人)	改定後定数(人)
市長の事務部局の職員	562	609
議会の事務局の職員	9	9
農業委員会の事務局の職員	4	4
選挙管理委員会の事務局の職員	4	4
監査委員の事務局の職員	4	6
教育委員会の職員	96	99
消防職員	179	185
上下水道局の職員	45	45
合 計	903	961

- 施行期日

令和6年4月1日

問合せ先：行政管理課長 久保 046-252-8149

## 議案第 91 号

### 座間市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

#### ● 改正の概要

令和5年8月7日に人事院から民間給与との較差（0.96%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給を民間の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げる内容の勧告がなされました。

座間市議会議員については、勤務成績に応じた給与はなじまないことから、勤勉手当の支給は行っていません。

このため、座間市議会議員の期末手当について、これまで、一般職の期末手当と勤勉手当を合算した特別給全体の支給割合を基本とし、人事院勧告に基づき一般職に準じて改定してきたことから期末手当の支給月数の引上げを行います。

#### ● 改正の内容

<特別給>

期末手当

座間市議会議員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

区分	6月期	12月期
令和5年度	2.15月	<b>2.25月</b> (現行 2.15月)
令和6年度以降	<b>2.20月</b>	<b>2.20月</b>

#### ● 施行期日

公布の日

問合せ先：職員課長 南山 046-252-7284

## 議案第 9 2 号

### 座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

- 改正の概要

監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任された者の報酬の額を改定するものです。

- 改正の内容

職名		報酬額	
監査委員	議会議員のうちから選任された者	月額	41,300円
	識見を有する者のうちから選任された者	月額	改定後 120,000円 (現行 91,900円)

- 施行期日

令和6年4月1日

問合せ先：職員課長 南山 046-252-7284

議案第 93 号

座間市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

令和5年8月7日に人事院から民間給与との較差（0.96%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給を民間の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げる内容の勧告がなされました。

常勤特別職については、勤務成績に応じた給与はなじまないことから、勤勉手当の支給は行っていません。

このため、常勤特別職の期末手当について、これまで、一般職の期末手当と勤勉手当を合算した特別給全体の支給割合を基本とし、人事院勧告に基づき一般職に準じて改定してきたことから期末手当の支給月数の引上げを行います。

● 改正の内容

<特別給>

期末手当

座間市常勤特別職職員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

区分	6月期	12月期
令和5年度	2.15月	<u>2.25月</u> (現行 2.15月)
令和6年度以降	<u>2.20月</u>	<u>2.20月</u>

● 施行期日

公布の日

問合せ先：職員課長 南山 046-252-7284

## 議案第 94 号

### 座間市職員の給与に関する条例及び座間市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

#### ● 改正の概要

令和5年8月7日に人事院から民間給与との較差（0.96%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給を民間の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当（一般職の任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）については期末手当）の支給月数を引き上げる内容の勧告がなされました。

このため、一般職職員及び定年前再任用短時間勤務職員については給料表の水準並びに期末手当及び勤勉手当月数の引上げ、特定任期付職員については給料表の水準及び期末手当月数の引上げを行います。

#### ● 改正の内容

##### <月例給>

##### 給料表

一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1万1,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を1万2,000円引き上げます。

行政職給料表については、職務の級1級から7級までの給料月額及び基準給料月額を引き上げます。（平均改定率0.78%）

また、特定任期付職員については、第1号給から第5号給までの給料月額を引き上げます。

##### <特別給>

##### (1) 期末手当

一般職職員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

区分	6月期	12月期
令和5年度	1.20月	<u>1.25月</u> (現行 1.20月)
令和6年度以降	<u>1.225月</u>	<u>1.225月</u>

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

区分	6月期	12月期
令和5年度	0.675月	<u>0.70月</u> (現行 0.675月)
令和6年度以降	<u>0.6875月</u>	<u>0.6875月</u>

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

区分	6月期	12月期
令和5年度	1.65月	<u>1.75月</u> (現行 1.65月)
令和6年度以降	<u>1.70月</u>	<u>1.70月</u>

(2) 勤勉手当

一般職職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

区分	6月期	12月期
令和5年度	1.00月	<u>1.05月</u> (現行 1.00月)
令和6年度以降	<u>1.025月</u>	<u>1.025月</u>

定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

区分	6月期	12月期
令和5年度	0.475月	<u>0.50月</u> (現行 0.475月)
令和6年度以降	<u>0.4875月</u>	<u>0.4875月</u>

(3) 期末手当及び勤勉手当の年間支給額

	現行	改定後
一般職職員	<u>4.40月</u>	<u>4.50月</u>
定年前再任用短時間勤務職員	<u>2.30月</u>	<u>2.35月</u>
特定任期付職員	<u>3.30月</u>	<u>3.40月</u>

● 施行期日

公布の日

問合せ先：職員課長 南山 046-252-7284

## 議案第 95 号

## 座間市市税条例の一部を改正する条例

## ● 改正の概要

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う所要の改正並びに条文の整備を行います。

## ● 改正の内容

## 1 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う改正

給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収する際に、当該所得割額を加算する給与所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税を含めるものとします。

## 2 固定資産税の非課税等の申告義務に係る条文の整備

固定資産税の非課税等の申告義務について、当該申告の対象となる固定資産の範囲について条文の整備をします。

## ● 施行期日

令和6年1月1日。ただし、2については、公布の日

問合せ先：市税総務課長 大矢 046-252-8094



## 議案第 96 号

## 座間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## ● 改正の概要

地方税法等の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税を減額します。

## ● 改正の内容

## 1 出産する被保険者（以下「出産被保険者」という。）に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の減額

令和6年1月分以後の国民健康保険税において、世帯に国民健康保険の出産被保険者がいる場合は、当該出産被保険者に係る産前産後期間（出産（予定）月の前月（多胎妊娠の場合は3月前）から出産（予定）月の翌々月までの期間をいう。）についての当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額します。

※ 減額分の公費負担：国・地方で負担【負担割合：国1/2、県1/4、市1/4】

## 2 出産被保険者に係る届出

国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯にいる場合は、原則として市長に届出をしなければならないこととします。

## ● 施行期日

令和6年1月1日

問合せ先：保険年金課長 上野 046-252-7064

## 議案第 97 号

## 和解及び損害賠償の額を定めることについて

## ● 事故の概要

令和4年12月20日午後3時26分頃、座間市緑ヶ丘六丁目26番3号先路上において、ごみ収集車が走行中に一時停止中の相手方車両に追突し、相手方（市外在住・40代男性）を負傷させたものです。

## ● 和解の要旨及び損害賠償の額

市は、相手方に対し173万8,424円を支払う。

問合せ先：クリーンセンター長 平野 046-252-8724

## 議案第 98 号

## 市道の路線の認定及び変更について

## ● 認定

路線名	起 終 点	
相武台118号線	相武台二丁目174番2地先 相武台二丁目174番5地先	開発行為によるもの
緑ヶ丘140号線	緑ヶ丘二丁目2137番35地先 緑ヶ丘二丁目2143番14地先	開発行為によるもの
緑ヶ丘141号線	緑ヶ丘二丁目2143番12地先 緑ヶ丘二丁目2143番8地先	開発行為によるもの
栗原中央189号線	栗原中央一丁目1802番35地先 栗原中央一丁目1802番36地先	開発行為によるもの

## ● 変更

路線名	新旧の別	起 終 点
新田宿4号線	新	新田宿24番6地先 新田宿34番4地先
	旧	新田宿24番6地先 新田宿23番5地先

問合せ先：道路課長 春山 046-252-8243

## 報告第23号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

## ● 専決処分日

令和5年10月23日

## ● 事故の概要

令和5年6月15日午後7時25分頃、座間市栗原中央四丁目4502番5地先路上において、相手方（市外在住・20代男性）車両が駐車場に入ろうとしたところ、市道の側溝に設置していた金属製の蓋が外れ、当該車両を破損させたものです。

## ● 和解の要旨及び損害賠償の額

市は、相手方に対し3万4,667円を支払う。

問合せ先：道路課長 春山 046-252-8243

## 報告第24号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

## ● 専決処分日

令和5年11月7日

## ● 事故の概要

令和5年8月28日午前11時15分頃、座間市ひばりが丘三丁目41番9号において、職員が可燃ごみの収集作業中、ごみ収集車に積み込んだ可燃ごみを圧縮した際に、可燃ごみに混在していたエンジンオイルの缶と思われるものが破裂し、相手方（ひばりが丘三丁目在住・20代男性）のブロック塀等を汚損させたものです。

## ● 和解の要旨及び損害賠償の額

市は、相手方に対し17万1,832円を支払う。

問合せ先：クリーンセンター長 平野 046-252-8724